

Press Release

報道関係者 各位

平成30年 5月29日

【照会先】

福岡労働局労働基準部監督課

監督課長

川辺 博之

過重労働特別監督監理官

渡辺 純一

(代表電話) 092(411)4862 (内線 4310)

(内線 4311)

平成29年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表

福岡労働局では、このたび、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめましたので、公表します。

今回の重点監督は、長時間労働による過労死等に関する労災請求(※)のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる280事業場に対して集中的に実施したものです。

その結果、184事業場(全体の65.7%)で労働基準関係法令違反を確認し、そのうち101事業場(36.1%)で違法な時間外労働が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。

福岡労働局では今後も、長時間労働の是正に向けた監督指導の徹底などの取組を積極的に行っていきます。

※ 長時間労働等の業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や長時間労働に起因する精神障害に係る労災請求

【重点監督結果のポイント】

(1) 監督指導の実施事業場：

280 事業場

このうち、184事業場(全体の65.7%)で労働基準関係法令違反あり。

(2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

① 違法な時間外労働があったもの：

101 事業場 (36.1%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの： 64 事業場 (63.4%)

うち、月100時間を超えるもの： 51 事業場 (50.5%)

うち、月150時間を超えるもの： 13 事業場 (12.9%)

うち、月200時間を超えるもの： 3 事業場 (3.0%)

② 賃金不払残業があったもの：

13 事業場 (4.6%)

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：

33 事業場 (11.8%)

(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

① 過重労働による健康障害防止措置が

不十分なため改善を指導したもの：

178 事業場 (63.6%)

うち、時間外・休日労働を月80時間※以内に

削減するよう指導したもの： 103 事業場 (57.9%)

② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの：

51 事業場 (18.2%)

※ 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

平成29年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○ 重点監督実施状況

平成29年度過重労働解消キャンペーン（11月）の間に、280事業場に対し重点監督を実施し、184事業場（全体の65.7%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが101事業場、賃金不払残業があったものが13事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが33事業場であった。

表1 重点監督実施事業場数

		重点監督 実施事業場数 (注1)	労働基準関係法令違反 があった事業場数 (注 2)	主な違反事項別事業場数		
				労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)
合計		280 (100%)	184 (65.7%)	101 (36.1%)	13 (4.6%)	33 (11.8%)
主 な 業 種	製造業	69 (24.6%)	46 (66.7%)	31	3	9
	建設業	50 (17.9%)	27 (54%)	9	2	2
	運輸交通業	26 (9.3%)	23 (88.5%)	16	0	6
	商業	44 (15.7%)	30 (68.2%)	12	4	6
	教育・研究業	11 (3.9%)	6 (54.5%)	1	0	1
	接客娯楽業	12 (4.3%)	8 (66.7%)	4	0	1
	その他の事業 (注6)	34 (12.1%)	18 (52.9%)	10	1	3

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かつこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の重点監督実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
280	69 (24.6%)	83 (29.6%)	36 (12.9%)	49 (17.5%)	35 (12.5%)	8 (2.9%)

表3 企業規模別の重点監督実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
280	34 (12.1%)	35 (12.5%)	25 (8.9%)	32 (11.4%)	48 (17.1%)	106 (37.9%)

2 主な健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、178事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	面接指導等の実施（注2）	長時間労働による健康障害防止対策に係る調査審議の実施（注3）	月45時間以内への削減（注4）	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等（注5）	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に係る調査審議の実施
178	25	30	74	103	12	22

（注1） 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

（注2） 1月100時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者又は2ないし6月の平均で80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注3） 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」又は「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会にて調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注4） 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注5） 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間の適正な把握に係る指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、51事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（労働時間適正把握ガイドライン）（※）に適合するよう指導した。

表5 重点監督における労働時間の適正な把握に係る指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（ガイドライン4(1)）	自己申告制による場合			管理者の責務（ガイドライン4(6)）	労使協議組織の活用（ガイドライン4(7)）
		自己申告制の説明（ガイドライン4(3)7・4）	実態調査の実施（ガイドライン4(3)ウ・エ）	適正な申告の阻害要因の排除（ガイドライン4(3)オ）		
51	34	5	18	0	0	0

（注1） 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

（注2） 各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 重点監督により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった101事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、64事業場で1か月80時間を、うち51事業場で1か月100時間を、うち13事業場で1か月150時間を、うち3事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

80時間以下	80時間超 100時間以下	100時間超 150時間以下	150時間超 200時間以下	200時間超
37	13	38	10	3

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、50事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、84事業場でタイムカードを基礎に確認し、44事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、79事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を確認し記録していた。

表7 重点監督実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注1）			自己申告制 （注2）
使用者が自ら現認 （注2）	タイムカードを基礎 （注2）	ICカード、IDカードを基礎 （注2）	
50	84	44	79

（注1） 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注2） 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

【参考】 過去3カ年の「過重労働解消キャンペーン」重点監督の実施結果との比較

事 項			全国			福岡		
			平成29年	平成28年	平成27年	平成29年	平成28年	平成27年
監督指導実施事業場数			7,635	7,014	5,031	280	210	143
うち、労働基準法などの法令違反があった事業場数			5,029 (65.9%)	4,711 (67.2%)	3,718 (73.9%)	184 (65.7%)	158 (75.2%)	88 (61.5%)
主 な 違 反 内 容	1 違法な時間外・休日労働があったもの		2,848 (37.3%)	2,773 (39.5%)	2,311 (45.9%)	101 (36.1%)	93 (44.3%)	63 (44.1%)
	うち、時間外・ 休日労働の実 績が最も長い 労働者の労働 時間数	1か月当たり80時間を超えるもの	1,694 (59.5%)	1,756 (63.3%)	1,093 (47.3%)	64 (63.4%)	45 (48.4%)	40 (63.5%)
		1か月当たり100時間を超えるもの	1,102 (38.7%)	1,196 (43.1%)	799 (34.6%)	51 (50.5%)	33 (35.5%)	24 (38.1%)
		1か月当たり150時間を超えるもの	222 (7.8%)	257 (9.3%)	153 (6.6%)	13 (12.9%)	7 (7.5%)	2 (3.2%)
		1か月当たり200時間を超えるもの	45 (1.6%)	52 (1.9%)	38 (1.6%)	3 (3.0%)	4 (4.3%)	0 (0.0%)
	2 賃金不払残業があったもの		536 (7.0%)	459 (6.5%)	509 (10.1%)	13 (4.6%)	14 (6.7%)	11 (7.7%)
	3 過重労働による健康障害防止措置が未実施の者		778 (10.2%)	728 (10.4%)	675 (13.4%)	33 (11.8%)	26 (12.4%)	23 (16.1%)
	1 過重労働による健康障害防止が不十分のため改善を指導したもの		5,504 (72.1%)	5,269 (75.1%)	2,977 (59.2%)	178 (63.6%)	149 (71.0%)	92 (64.3%)
主 な 健 康 障 害 防 止 に 関 する 指 導 の 状 況	うち、時間外労働を80時間以内に削減するよう指導したもの		3,075 (55.9%)	3,299 (62.6%)	1,772 (59.5%)	103 (57.9%)	86 (57.7%)	56 (60.9%)
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの		1,232 (16.1%)	889 (12.7%)	1,003 (19.9%)	51 (18.2%)	30 (14.3%)	25 (17.5%)

監督指導事例

事例 1 (社会福祉施設)

- 1 36協定を締結していないにもかかわらず、労働者 4 名について月 100 時間を超える時間外・休日労働（最長 255 時間）が認められたことから、指導を実施した
- 2 また、時間外・休日労働に対する割増賃金の支払いも不足していたことから、指導を実施した。
- 3 賃金台帳を適切に作成していなかったことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 長時間の時間外労働があり、時間外手当も適正に支払われていないとの情報を踏まえ調査したところ、当該事業場では 36 協定を締結していないのに、労働者に違法な時間外・休日労働（最長：月 255 時間）を行わせていたことが判明した。

労働基準監督署の対応

- ① 36 協定を締結し所轄監督署に届出ていないにもかかわらず、法定外の時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第 32 条、同第 35 条）
 - ② 時間外・休日労働を月 80 時間以内にするための具体的な方策を検討・実施するよう指導
- 2 事業場が集計した労働時間数とタイムカード記録の集計による労働時間数との間に大きな乖離が認められたことから、時間外・休日労働に対する割増賃金を適正に支払っていないことが判明した。

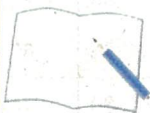
労働基準監督署の対応

実際の時間外・休日労働時間数に基づく適正な割増賃金を支払っていないことについて是正勧告（労働基準法第 37 条）

- 3 賃金台帳に、各労働者の労働時間数、時間外労働時間数等を適切に記入していなかったことが判明した。

労働基準監督署の対応

賃金台帳に、法定記載事項を適切に記入していなかったことについて是正勧告（労働基準法第 108 条）



《労働時間の 適正な把握と記録》

「労働時間適正把握ガイドライン」に従って、労働者の労働時間等を適正に把握しましょう。
把握した労働時間等は賃金台帳に適切に記録しましょう。

賃金台帳の法定記載事項(8 項目)

- ① 氏名
- ② 性別
- ③ 賃金計算期間
- ④ 労働日数
- ⑤ 労働時間数
- ⑥ 法定時間外労働時間数、法定休日労働時間数、深夜労働時間数
- ⑦ 基本給、各種手当の額
- ⑧ 賃金から控除した額

監督指導事例

事例2 (小売業)

- 1 労働時間について、36協定で定めた特別条項の限度時間を超える時間外・休日労働（最長212時間）が認められるとともに、特別条項の運用が適切に行われていなかったことから、指導を実施した。
- 2 休憩時間について、法定の時間数を適切に与えていなかったことから、指導を実施した。
- 3 健康診断個人票を保存していなかったことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 労働者に対し、36協定で定める限度時間（特別条項：月60時間）を超える違法な時間外・休日労働（最長：月212時間）を行わせていたことが判明した。
また、特別条項の適用回数の限度（年6回）、及び、特別条項を適用する際の手続き（労使協議）が遵守されておらず、特別条項の運用が適切に行われていなかったことが判明した。

労働基準監督署の対応

- ① 36協定で定める上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第40条、※法定労働時間が週44時間の特例対象事業場）
 - ② 時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導
 - ③ 特別条項付36協定の適正運用について指導
- 2 休憩時間について、労働基準法の定め（労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間）に基づく休憩時間を与えていなかったことが判明した。

労働基準監督署の対応

休憩時間数が労働基準法の定めを下回っていたことについて是正勧告（労働基準法第34条）

- 3 健康診断の実施後、その記録である「健康診断個人票」を保存していなかったことが判明した。

労働基準監督署の対応

「健康診断個人票」を作成し、5年間保存していなかったことについて是正勧告（労働安全衛生法第66条）



《特別条項付36協定の適切な運用》

「特別条項」については次の事項を労使協定で定め、これを遵守して適切な運用をすることが必要です。

- ① 「特別の事情」は臨時的なものに限られること
- ② 特別延長時間まで労働時間を延長できる回数を協定すること
- ③ 特別延長時間まで延長する場合に労使がとる手続き（協議、通告等）を具体的に協定すること
- ④ 限度時間を超えて働かせる一定の期間ごとに、割増賃金率を定めること
- ⑤ ④の率を法定割増賃金率（2割5分以上）を超える率とするよう努めること
- ⑥ そもそも延長することができる時間数を短くするよう努めること

監督指導事例

事例3 (道路貨物運送業)

- 1 精神障害に係る労災請求がなされた事業場において、被災労働者に36協定で定めた限度時間を超える時間外・休日労働（最長151時間）が認められた。また、労働者18名について月100時間を超える時間外・休日労働が認められたことから、指導を実施した。
- 2 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に規定されている総拘束時間、最大拘束時間、休息期間、最大運転時間、連続運転時間及び休日労働の基準を超えていたことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

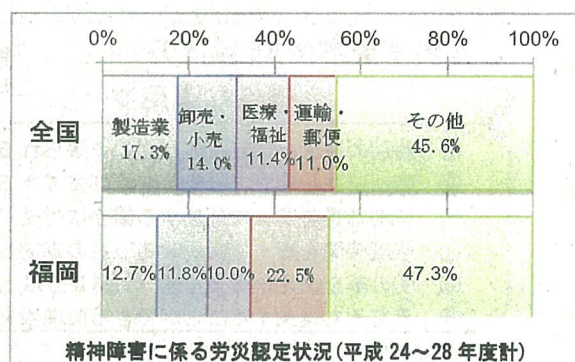
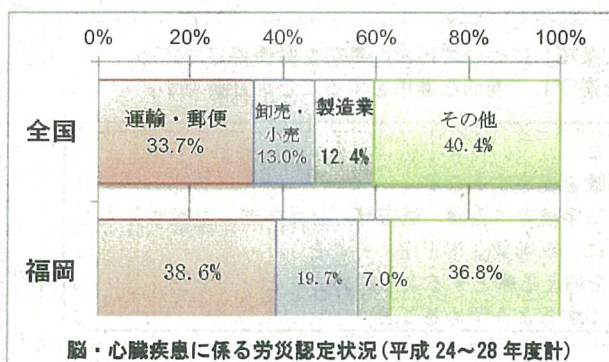
- 1 精神障害に係る労災請求がなされ、長時間労働が起因となって発症したことが疑われたため、調査したところ、被災労働者に違法な時間外・休日労働（最長：月151時間）を行わせていたことが判明した。
また、その他の労働者についても確認したところ、月80時間超の時間外・休日労働を行っていた労働者は19名、うち月100時間超の時間外・休日労働を行っていた労働者は18名存在していたことが判明した。

労働基準監督署の対応

- ① 36協定で定める上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条、同第35条違反）
② 時間外・休日労働を月80時間以内にするための具体的な方策を検討・実施するよう指導
- 2 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）に規定されている総拘束時間（月最大320時間）、最大拘束時間（1日16時間）、休息期間（勤務終了後、継続8時間以上）、最大運転時間（2日を平均して1日9時間、2週間を平均して1週間44時間）、連続運転時間（4時間）及び休日労働（2週間1回以下）の基準を超えていたことが判明した。

労働基準監督署の対応

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に規定されている総拘束時間、最大拘束時間、休息期間、最大運転時間、連続運転時間及び休日労働の基準を超えていたことについて指導（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条第1項、第5項）



「働き方改革」の実現に向けて

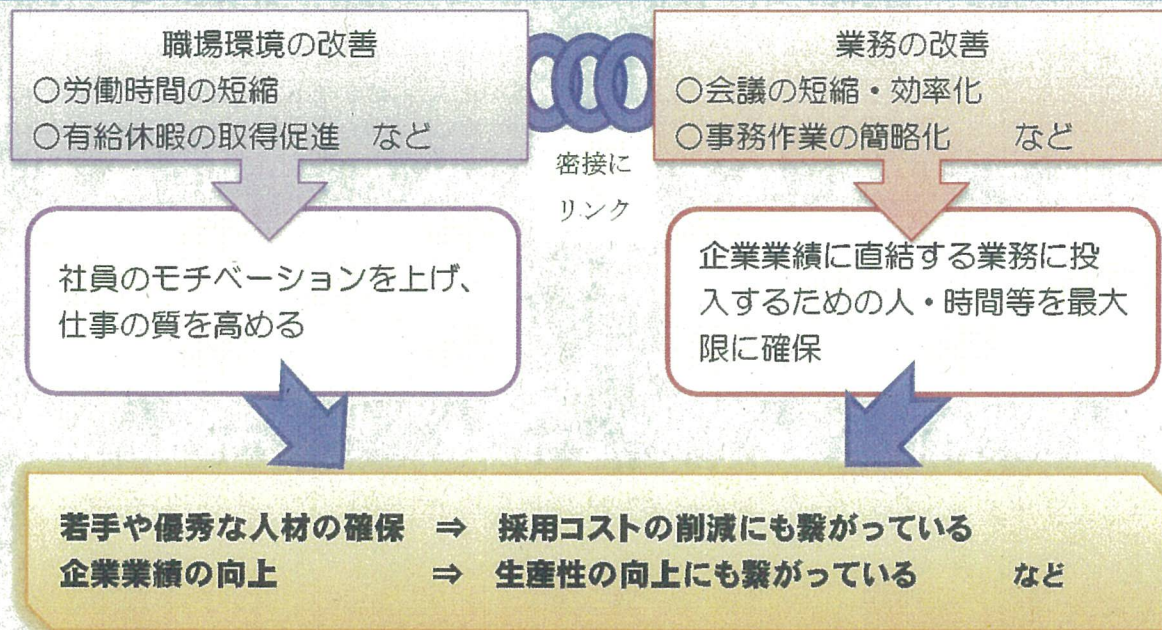
○「働き方改革」が成功しているケースでは

「働き方改革」を成功させている企業では、「働き方改革」を

○若手や優秀な人材の確保・定着

○限りある経営資源（人・時間・資金等）の効果的・効率的配分 など

といった経営上の課題を解消するための手段として捉え、職場環境の改善とともに、業務の改善もセットで実践されています。そのため、職場環境の改善だけでなく、経営上のメリットにも繋がっていることが多いようです。



×「働き方改革」がうまくいかないケースでは

業務の改善が図られないまま、やみくもに労働時間を抑制しようすると、うまくいかないケースが多いです。

長時間働いているが、
無駄な業務も多く、社員は疲弊

社員のモチベーションの低下

業務の改善がない

残業を制限されており、
適正な労働時間が把握されない

法違反を誘発

企業の取組事例などの情報は



<https://work-holiday.mhlw.go.jp>

「働き方改革」に関するご相談は

福岡県働き方改革推進支援センター

TEL・0800-888-1699

福岡県福岡市中央区天神 1-10-13 天神 MMT ビル 7 階

受付・平日 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

1 趣旨

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有している。

しかしながら、現状をみると、労働時間の把握に係る自己申告制（労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。）の不適正な運用等に伴い、同法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところである。

このため、本ガイドラインでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにする。

2 適用の範囲

本ガイドラインの対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場であること。

また、本ガイドラインに基づき使用者（使用者から労働時間を管理する権限の委譲を受けた者を含む。以下同じ。）が労働時間の適正な把握を行うべき対象労働者は、労働基準法第41条に定める者及びみなし労働時間制が適用される労働者（事業場外労働を行う者にあつては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。）を除く全ての者であること。

なお、本ガイドラインが適用されない労働者についても、健康確保を図る必要があることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務があること。

3 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。

ただし、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定め
のいかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価す
ることができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使
用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用
者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別
具体的に判断されるものであること。

ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付
けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃
等）を事業場内において行った時間

イ 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、
労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手
待時間」）

ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の
指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

4 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

(1) 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終
業時刻を確認し、これを記録すること。

(2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいず
れかの方法によること。

ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。

イ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎
として確認し、適正に記録すること。

(3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

上記(2)の方法によることなく、自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合、
使用者は次の措置を講ずること。

ア 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。

イ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと。

ウ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間の分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

エ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。

その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。

オ 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協定（いわゆる 36 協定）により延長することができる時間数を遵守することは当然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的に行われていないかについても確認すること。

(4) 賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働基準法第 108 条及び同法施行規則第 54 条により、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。

また、賃金台帳にこれらの事項を記入していない場合や、故意に賃金台帳に虚偽の労働時間数を記入した場合は、同法第 120 条に基づき、30 万円以下の罰金に処されること。

(5) 労働時間の記録に関する書類の保存

使用者は、労働者名簿、賃金台帳のみならず、出勤簿やタイムカード等の労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第 109 条に基づき、3 年間保存しなければならないこと。

(6) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

(7) 労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。

「36協定」を締結する際は、

労働者の過半数で組織する労働組合

その労働組合がない場合は

労働者の過半数を代表する者

との、書面による協定をしてください。

「時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）」締結の際は、その都度、当該事業場に①労働者の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合はその労働組合、②過半数組合がない場合は労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）と、書面による協定をしなければなりません。

また、①の過半数組合の要件を満たさない場合、②の過半数代表者の選出が適正に行われていない場合には、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ても無効になり、労働者に法定外の時間外・休日労働を行わせることはできません。

本リーフレットを参考に適切に締結を行っていただくようお願いします。

※36協定の締結・届出に代えて、労使委員会（労働基準法第38条の4第1項に基づくもの。）又は労働時間設定改善委員会の決議・届出により、時間外・休日労働を行うことができます。

1 過半数組合がある場合 過半数組合の要件

■ 事業場に使用されているすべての労働者の過半数で組織する組合であること

- 正社員だけでなく、パートやアルバイトなどを含めた事業場のすべての労働者の過半数で組織する労働組合でなければなりません。

36協定の締結時に、改めて、事業場の労働者数及び労働組合員数を確認し、過半数組合となっているかを必ずチェックしてください。

労働組合に確認しましょう!



労働組合員数

すべての労働者

（パートなども含む）

> 50%

過半数代表者の要件と選出のための正しい手続

■ 労働者の過半数を代表していること

- 正社員だけでなく、パートやアルバイトなど事業場のすべての労働者の過半数を代表している必要があります。

■ 36協定を締結するための過半数代表者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手などにより選出すること

- 選出に当たっては、正社員だけでなく、パートやアルバイトなどを含めたすべての労働者が手続に参加できるようにする必要があります。
- 選出手続は、労働者の過半数がその人の選出を支持していることが明確になる民主的な手続（投票、挙手、労働者による話し合い、持ち回り決議）がとられている必要があります。
- 使用者が指名した場合や社員親睦会の幹事などを自動的に選任した場合には、その人は36協定を締結するために選出されたわけではありませんので、36協定は無効です。



■ 労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者でないこと

- 管理監督者とは、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある人を指します。

36協定の締結に当たり、労働者側の当事者となる過半数代表者については、過半数代表者本人に聞くなどにより、次の3事項を必ず確認してください。



- ☐ ①労働者の過半数を代表していること
- ☐ ②その選出に当たっては、すべての労働者が参加した民主的な手続がとられていること
- ☐ ③管理監督者に該当しないこと

労働基準監督署に届け出た36協定は労働者に周知しなければなりません。

⇒周知しなかった場合、労働基準法第106条違反です（30万円以下の罰金）。

〈周知の具体例〉

- ・ 常時各作業場の見やすい場所に掲示・備え付ける
- ・ 書面を労働者に交付する
- ・ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する

